



町・字名の区域及び名称の取扱い（具体的調整内容）

1. 市町村の区域内の町名・字名を従前のおりとする場合

例示	白河市 大字 字××	白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表	白河市大字泉田字池ノ上 白河市 大字金山字長者久保 白河市 大字増見字北田 白河市 大字釜子字殿田表
----	------------	---	---

2. 町名・字名を変更する場合

(1) 従来の大字名の前に旧市村名（市、村は町とする）をつけた大字名とする場合

例示	白河市 大字 町 字××	白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表	白河市大字白河町泉田字池ノ上 白河市 大字表郷町金山字長者久保 白河市 大字大信町増見字北田 白河市 大字東町釜子字殿田表
----	--------------	---	--

(2) 大字表示を除く場合

従来の大字名の前に旧市村名（市、村は町とする）をつける場合

例示	白河市 町 字××	白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表	白河市白河町泉田字池ノ上 白河市 表郷町金山字長者久保 白河市 大信町増見字北田 白河市 東町釜子字殿田表
----	-----------	---	--

従来の大字名の前に「市、村」の文字を削除した旧市村名をつける場合

例示	白河市 字××	白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表	白河市白河泉田字池ノ上 白河市 表郷金山字長者久保 白河市 大信増見字北田 白河市 東釜子字殿田表
----	---------	---	--

従来の大字名とする場合

例示	白河市 字××	白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表	白河市泉田字池ノ上 白河市 金山字長者久保 白河市 増見字北田 白河市 釜子字殿田表
----	---------	---	---

は地域自治区の名称を表す。

**町名・字名に関する実際の変更手続き**

過去の合併事例や現在他県で設置されている合併協議会では、そのほとんどが町名・字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。

ただし、合併関係市町村間で、同一又は類似の町名・字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。

町・字の区域及び名称の変更手続きは、地方自治法第260条で「町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするとき」は、市町村長が当該市町村議会の議決を経て、これを定め、知事に届けなければならないこととされている。

この手続きは、「市町村長の提案」「市町村議会の議決」「知事への届出」「知事の告示」「効力発生」となるが、この処分は新市において行うべきものであることから、この手続きのとおりに行くと、合併と同時に施行させることができず、新市の発足時には、新市の名称だけが変更され、その後、町名以下が変更されることになり、二度手間にて住民に多大な影響を及ぼすこととなる。

こうしたことから、実際の手続きは、合併の日に市町村長職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取った上で、合併の日付で行ってもらい、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。

(ただし、町・字の名称変更の手続きは合併前に当該区域の属する関係市町村の議会で議決を経て、知事に届けることも可能)

**町名・字名の変更手続きの流れ(例)**

時期	事務手続き	関係法令
合併前 (合併の 手続き)	各市村議会において廃置分合の議決	地方自治法第7条
	県議会において廃置分合の議決	地方自治法第7条
	知事による廃置分合の決定	地方自治法第7条
	総務大臣告示	地方自治法第7条
合併日	「町・字の名称の変更」の専決処分	
	知事への届出	地方自治法第260条
	知事の告示(効力発生)	地方自治法第260条
新市初議会	専決処分の承認	

**先進事例**

北上市:(1)3市町村の町・字の区域は、従前のとおりとする。  
(岩手県) (2)名称については、和賀町においては和賀郡を北上市に、江釣子村においては和賀郡江釣子村を北上市に置き換えるものとする。なお、北上市においては簡素化の方向で検討する。

篠山市:篠山町・西紀町・丹南町の大字については従来のとおりとし、今(兵庫県) 田については、従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。

宗像市:2市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変(福岡県) 更する。また、2市町の町又は字の区域は、従前のとおりとする

さぬき市:(1)字の区域は、原則として現行のとおりとする。  
(香川県) (2)町、字の名称については、次のとおりとする。  
津田町・大川町・寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。

志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市に置き換える。

長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。

ただし、字名「西」、「東」、「名」については、「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。

周南市:町・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町(山口県) 名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

田村地方5:町、字の区域は、現行のとおりとする。  
町村合併協 町村名・字名については、田村郡 町(村)大字を田村市  
議会 町と置き換える。  
(福島県) ただし、田村郡船引町光陽台は田村市船引町光陽台とする。

会津高田町:1.字の区域は、原則現行のとおりとする。  
・会津本郷 2.字名については、次の名称を基本として、合併時までに調整  
町・新鶴村 する。

合併協議会 (1)大字小字を有する字名については、現行の名称から「大字」の字句を削除するものとする。  
(福島県)

(2)小字のみを有する字名については、原則現行のとおりとする。ただし、同一又は類似の字名については、現行の小字の後に会津高田町においては「高田」を、会津本郷町においては「本郷」を付して区分するものとする。

## 【参考事項】

### 住所変更手続き（先進地参考事例）

#### 手続きの必要が無いもの

住民票、戸籍、印鑑登録証、国民健康保険証、国民年金手帳、不動産登記簿の所在、自動車検査証、自動車運転免許証 旅券（パスポート）等

##### 【住民票、戸籍】

・新市において職権により変更するので、合併時において、変更手続きを行う必要はない。

##### 【不動産（土地・建物）登記簿の所在（表題部）】

・不動産（土地・建物）登記簿の所在は、合併後、「新市・町名」に法務局で職権により変更するので、手続きは必要ない。

##### 【不動産登記簿に登録された所有者、抵当権者及び仮登記権利者等の住所（甲区・乙区）】

・合併により所有権者等の住所が新市町村名に変更になるが、合併前の市町村名を合併後の新市町村名として取り扱う「みなし規定」が不動産登記法第59条に規定されているので、変更登記の手続きは特に必要はない。

##### 【運転免許証の本籍及び住所】

・免許更新時に変更するので、合併時において変更手続きを行う必要はない。なお、更新前に変更を希望する場合は、申請により変更できる。

##### 【預金通帳】

・普通預金通帳、定期預金証書及び国債、投資信託等の証券取引は住所変更等の手続きは必要ない。

#### 手続きが必要なもの

外国人登録証、身体障害者手帳、質屋営業、風俗営業、建設業などの許可を受けている方の住所

#### 手続きが必要となる場合があるもの

##### 【当座預金、融資取引等】

・取り引きの内容によって、手続きが必要となる場合がある。

【参考法令関係】

地方自治法（抜粋）

〔市町村の廃置分合及び境界変更〕

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

〔郡の区域〕

第259条 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。

2 郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の区域の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。

3 郡の区域の境界にわたつて町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第1項の例によりこれを定める。

4 第1項乃至第3項の場合においては、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第7条第7項の規定は、第1項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。

〔市町村内の町又は字の区域〕

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

【行政実例】

「町若しくは字の区域をあらたに画し」には、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれる。（昭和30年12月6日）

「字」には、いわゆる字のみならず、「大字」、「小字」も含まれる。（昭和23年8月9日）

市町村の廃置分合に際し、旧市町村の字の区域と名称をそのまま新市町村の字の区域を名称とする場合には、地方自治法第260条の手続きは不要である。（昭和30年3月30日）

[ 手続不要の例 ]

郡 村  
郡 村大字 字××

市  
市大字 字××

[ 手続を要する例 ](新たな町名を画すると解釈される)

郡 村  
郡 村大字 字××

市 町  
市 町××

市 町字××

市 字××

「大字」を単に「」と変更するなど、大字や小字を表示しない場合であっても、「大字」が固定名詞と考えられるので、地方自治法第260条の手続きが必要である。





このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	19	慣行の取扱い
調整方針	<p>1 市章については、合併時までに公募により選定し、新市において制定する。</p> <p>2 市の花・木・鳥については、新市において新たに制定する。</p> <p>3 市民憲章、市の各種宣言等、市民歌、シンボルキャラクター及びシンボルマークについては、新市において検討する。</p>	

【基本的な考え方】



- 市町村章、市町村の花・木・鳥・歌等  
新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村章が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。
- 市町村の憲章、宣言  
新市町村の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村の憲章、宣言が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを残すことも考えられる。

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
市町村章	<p>市章（昭和31年10月制定）</p>  <p>〔説明〕 白河城主であり天下の名宰相であった、松平樂翁公の梅鉢の紋所を外郭線とし中心に「白」を丸く浮かして白河を意味し、ふくよかで温雅に表したものである。</p>	<p>村章（昭和47年4月制定）</p>  <p>〔説明〕 表郷村の「オモテ」を図案化したもので、地域の「円満」なる和と、その「飛躍」を表したものである。</p>	<p>村章（昭和38年9月制定）</p>  <p>〔説明〕 村人の融和と発展を円により力強く表現し、それらを支える行政が常に安定し建設的であるように不動の山で象徴している。また、進歩、堅実、正義を三角各々の先端に配している。</p>	<p>村章（昭和40年5月制定）</p>  <p>〔説明〕 は、東村をかこんで、村を中心に、協力一致、円満なことを表わし、又東から昇る太陽の如く雄大にして益々発展することを意味するものであります。</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
市町村民憲章	<p>市民憲章 (平成元年10月2日制定)</p> <p>【内容】 みちのくの表玄関白河市は、歌枕で名高い白河の関や、四民共楽の場としてつくられた日本最古の南湖公園を有し、那須甲子連邦を望み、阿武隈川の源を発する歴史と自然に恵まれた文化のまちです。 私たちは、この歴史と自然を誇りとして、個性を尊重し、世界の人々と手をつなぐ、人情豊かな、健康で、活力あるまちにするために、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいきしたまち</li> <li>・のびのびしたまち</li> <li>・ふれあいのあるまち</li> <li>・さわやかなまち</li> <li>・はばたくまち</li> <li>・わたしたちのまち白河</li> </ul>	<p>村民憲章 (昭和54年4月1日制定)</p> <p>【内容】 美しい自然に恵まれた表郷村を、さらに美しく住みよい村にし、後世に引き継ぐことは私たちのつとめです。 このため、村民として、望ましい生活のあり方を明らかにし、村を良くするための誓いとして、村民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、恵まれた自然を愛し、きれいな村をつくりましょう。</li> <li>一、心と体をきたえ、明るい村をつくりましょう。</li> <li>一、きまりを守り、住みよい村をつくりましょう。</li> <li>一、教養を高め、文化の村をつくりましょう。</li> <li>一、楽しく働き、豊かな村をつくりましょう。</li> </ul>	<p>村民憲章 (昭和60年4月10日制定)</p> <p>【内容】 わたしたちは、大信村民として自覚と誇りをもって郷土の限りない発展を願い、ここに大信村民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、豊かな自然や緑を育み、うるおいのある村をつくりましょう。</li> <li>一、伝統を受け継ぎ、教養を高め、文化の香り高い村をつくりましょう。</li> <li>一、よく働き、豊かな暮らしの活力ある村をつくりましょう。</li> <li>一、心と体を鍛え、健康で明るい村をつくりましょう。</li> <li>一、手をつなぎ、澄む喜びと安らぎのある村をつくりましょう。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・たがいに信じあい 助け合いあたたかい心のつながりをもちましょう。</li> <li>・めぐまれた自然を愛し太陽と緑の美しいまちをつくりましょう。</li> <li>・健康なからだをつくり楽しくはたらきゆたかな暮らしをきずきましょう。</li> <li>・教養をたかめふるさとのゆかしさを生かしかおり高い文化の花をさかせましょう。</li> <li>・よろこびと希望にみちた家庭をつくり若い力をそだてましょう。</li> </ul>	<p>村民憲章 (昭和60年8月1日制定)</p> <p>【内容】 どのような時代においても、物心両面における真の豊かさと、住民が子供から大人まで円滑なコミュニケーションを持った「優しさのある村」が大切であり、それらを達成するための基本理念として、村民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、自然を愛しうるおいのある村をつくりましょう。</li> <li>一、健康で楽しく働き、活力ある村をつくりましょう。</li> <li>一、きまりを守り、住みよい村をつくりましょう。</li> <li>一、互いに助けあい、明るい村をつくりましょう。</li> <li>一、教養を高め、文化のかおり豊かな村をつくりましょう。</li> </ul>



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
市町村の花・木・鳥	花 ウ メ 木 アカマツ 鳥 ホオジロ (昭和54年10月1日制定)	花 福寿草 木 アカマツ 鳥 ホオジロ (昭和54年4月1日制定)	花 ヤマユリ 木 ス ギ 鳥 キ ジ (昭和55年4月1日制定)	花 つつじ 木 あかまつ 鳥 うぐいす (昭和60年8月1日制定)
市町村宣言等	<ol style="list-style-type: none"> <li>交通安全都市宣言 (昭和36年12月19日)</li> <li>明るい選挙都市宣言 (昭和40年3月4日)</li> <li>シートベルト着用推進都市宣言 (昭和59年7月5日)</li> <li>核兵器廃絶平和都市宣言 (平成2年6月25日)</li> <li>ゆとり都市宣言 (平成2年6月25日)</li> <li>暴力根絶都市宣言 (平成2年10月2日)</li> <li>米輸入自由化反対都市宣言 (平成2年10月2日)</li> <li>スポーツ都市宣言 (平成4年10月10日)</li> <li>地球環境保全都市宣言 (平成5年9月22日)</li> <li>けん銃追放都市宣言 (平成8年3月21日)</li> <li>お年寄りに優しいまちづくり交通安全宣言 (平成8年9月26日)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>お年寄りに優しい街づくり交通安全宣言 (平成8年9月25日)</li> <li>敬老自治体宣言 (平成8年6月27日)</li> <li>けん銃追放に関する決議 (平成8年3月25日)</li> <li>地方分権の推進に関する決議 (平成8年3月25日)</li> <li>第50回国民体育大会開催に関する決議 (平成2年12月22日)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>ノーマンデー運動宣言 (昭和60年4月1日)</li> <li>ガン追放宣言 (昭和60年7月1日)</li> <li>暴力の根絶の村宣言 (平成2年9月28日)</li> <li>北方領土返還促進に関する決議 (平成5年3月16日)</li> <li>生涯学習推進の村宣言 (平成7年8月20日)</li> <li>けん銃追放の村宣言 (平成8年3月8日)</li> <li>お年寄りに優しい街づくり交通安全宣言 (平成8年9月26日)</li> <li>非核・平和自治体宣言 (平成11年6月16日)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>けん銃追放の村宣言 (平成8年3月25日)</li> <li>お年寄りに優しい街づくり交通安全宣言 (平成8年9月25日)</li> </ol>
市町村民歌	白河市民歌 (昭和31年4月1日制定)	表郷村民の歌 (平成5年7月1日制定)		

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
市町村シンボル キャラクター・ シンボルマーク	<p>(シンボルキャラクター)</p>  <p>愛称「ハッキー」 (平成12年4月28日制定)</p> <p>【図柄】 市を代表する産品「白河だるま」を素材として頭部に市の花ウメを配し、腹部の緑は市の木アカマツと豊かな自然を、羽は市の鳥ホオジロとさらなる飛躍を意味する。平成11年市制施行50周年を記念し、次代を担う小学生を対象に白河商工会議所青年部が実施した図案懸賞募集にかかる最優秀作品で、同青年部より寄贈を受けたもの。 柳下博信氏図案</p> <p>【愛称】 だるまの七転び八起きの八起きを転じて「ハッキー」とし、常に起き上がり、たゆまぬ発展の願いが込められている。 市民を対象にした愛称の懸賞募集にかかる最優秀作品である。 突元岳子氏作</p>		<p>(シンボルマーク)</p>  <p>(平成9年4月25日制定)</p> <p>【図柄】 大信村の「大」をモチーフに、楕円は世界を、青い丸は大信村の清流等と歴史を、緑の丸は豊かな大地と文化を表す。そして人の文字で、村民の調和と活力、そして未来に向けて大信村が限りなく発展していくことをイメージしている。</p>	

【先進事例】

篠山市（平成11年4月1日合併）

- 1 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新市において新たに定めるものとする。
- 2 宣言及び表彰については、新市において調整するものとする。
- 3 各町類似の事業等については、原則として新市において調整するものとする。
- 4 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

さいたま市（平成13年5月1日合併）

- 1 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市の踊りについては現行のとおりとする。
- 2 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- 3 都市間交流については、新市において継続する。
- 4 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会（栃木県）

- 1 市章は、合併前に公募し、選定する。
- 2 市民・教育憲章、各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 市の歌、花、木、鳥、魚、色については、新市において定めるものとする。

宇和島・吉田町・三間町、津島町合併協議会（愛媛県）

- 1 市章については新市発足までに選定し、新市において告示する。
- 2 市民憲章については、新市において検討する。
- 3 市の花、木、鳥等については、合併後新たに策定するものとする。ただし、旧市町の花、木、鳥については、何らかの方法で伝承していくよう調整する。

新潟市・黒崎町合併協議会（編入・新潟県）

- 1 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒崎町民憲章は、黒崎地区の憲章として継承していく。
- 2 「市の花」「市の木」は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒崎町の木については、黒崎地区の推奨の木として伝承していく。

姫路地域合併協議会（編入・兵庫県）

- 1 各町の町章は、それぞれの地区のシンボルとして継承していく。
- 2 各町の花、木は、それぞれの地区の推奨の花、木として伝承していく。
- 3 各町の歌は、それぞれの地区において伝承していく。

【県内合併協議会の協議内容】

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

- 1 町章、町民憲章、町の花、木、鳥等については、新町において定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新町において定めるものとする。
- 3 表彰制度については、新町において現行制度の調整を図りながら検討するものとする。

喜多方地方5市町村合併協議会

- 1 市章、市民憲章、市の花、木、鳥等については、新市において定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 名誉市民制度については、新市において定めるものとする。
- 4 表彰制度については、新市において定めるものとする。

須賀川市・長沼町合併協議会

- 1 市章は、須賀川市の市章を用いるものとする。
- 2 市民憲章は、須賀川市の市民憲章を用いるものとする。ただし、長沼町の町民憲章については、合併後、活用方法等を検討する。
- 3 市の花・木・鳥等については、須賀川市の花・木・鳥等を用いるものとする。ただし、長沼町の花・木・鳥等については、合併後、活用方法等を検討する。
- 4 各種宣言については、須賀川市の宣言を継続する。ただし、長沼町の宣言については、合併後、取り扱い等を検討する。

田村地方5町村合併協議会

- 1 市章、市民憲章、市の花、木、鳥等については、新市において定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 名誉市民制度については、新市において定めるものとする。
- 4 表彰制度については、新市において定めるものとする。

伊達7町村合併協議会

- 1 市民憲章については、新市において新たに制定するものとする。
- 2 市章については、新市において新たに制定するものとする。
- 3 市の花、市の木、市の鳥、キャッチフレーズ、市民の歌、宣言については、新市において必要に応じて制定するものとする。
- 4 表彰、名誉市民制度については、新市において新たに制定する。なお、現在の各町の名誉町民の処遇については、制定の際に新市において検討するものとする。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	20	国民健康保険事業の取扱い
調整方針	<p>1 国民健康保険税の賦課方式については、保険税率統一年度より医療分、介護分とも4方式を採用し、課税割合については平準化を図るものとする。</p> <p>2 国民健康保険税の税率については、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、不均一課税とする。なお、税率については、この間の経済変動及び医療費の動向等により調整を行うものとする。また、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、不均一課税期間終了後においても健全で円滑な事業運営を確保するため、適正な負担額となるよう保険税率を調整する。</p> <p>3 保険税の軽減については、合併年度及びこれに続く5年度間は現行のとおりとし、保険税率統一年度より7割、5割、2割とする。</p> <p>4 納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>5 出産育児一時金並びに葬祭費の給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、支給処理については、合併時に白河市の例により統一する。</p> <p>6 国民健康保険保健事業のうち、人間ドックについては、合併年度の翌年度から白河市の例により統一するものとし、健康優良世帯記念品贈呈事業及び家庭常備薬配付事業については、合併年度の翌年度から廃止する。</p> <p>7 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。</p> <p>8 表郷村国民健康保険診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
被保険者数	平成16年4月1日現在 被保険者数 17,371人 (加入割合 36.6%) 世帯数 8,709世帯	平成16年4月1日現在 被保険者数 3,070人 (加入割合 41.3%) 世帯数 1,428世帯	平成16年4月1日現在 被保険者数 1,820人 (加入割合 37.0%) 世帯数 703世帯	平成16年4月1日現在 被保険者数 2,576人 (加入割合 42.3%) 世帯数 941世帯
賦課方式	税方式 ・医療分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) ・介護分 2方式 (所得割、均等割)	税方式 ・医療分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) ・介護分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	税方式 ・医療分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) ・介護分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	税方式 ・医療分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) ・介護分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)
課税割合	平成16年度 ・医療分 応能割 57.4% (所得割46.1%・資産割11.3%) 応益割 42.6% (均等割26.0%・平等割16.6%) ・介護分 応能割 53.2% (所得割53.2%) 応益割 46.8% (均等割46.8%)	平成16年度 ・医療分 応能割 45.9% (所得割34.8%・資産割11.1%) 応益割 54.1% (均等割37.2%・平等割16.9%) ・介護分 応能割 45.4% (所得割43.0%・資産割2.4%) 応益割 54.6% (均等割50.1%・平等割4.5%)	平成16年度 ・医療分 応能割 50.6% (所得割38.5%・資産割12.1%) 応益割 49.4% (均等割30.3%・平等割19.1%) ・介護分 応能割 52.6% (所得割50.1%・資産割2.5%) 応益割 47.4% (均等割35.4%・平等割12.0%)	平成16年度 ・医療分 応能割 53.0% (所得割42.2%・資産割10.8%) 応益割 47.0% (所得割33.0%・資産割14.0%) ・介護分 応能割 53.6% (所得割49.1%・資産割 4.5%) 応益割 46.4% (所得割34.1%・資産割12.3%)

区 分	4 市 村 の 現 況											
	白 河 市			表 郷 村			大 信 村			東 村		
保 険 税 率 課 税 限 度 額	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分
	所得割	10.2%	2.5%	所得割	5.0%	0.75%	所得割	7.0%	1.3%	所得割	7.0%	1.2%
	資産割	25.0%	-	資産割	25.0%	1.0%	資産割	29.0%	1.5%	資産割	30.0%	2.5%
	均等割	22,000円	12,000円	均等割	24,000円	8,000円	均等割	20,500円	7,000円	均等割	26,000円	8,000円
	平等割	27,500円	-	平等割	27,000円	1,000円	平等割	33,500円	3,500円	平等割	30,200円	4,300円
	限度額	530,000円	80,000円	限度額	530,000円	80,000円	限度額	530,000円	80,000円	限度額	530,000円	80,000円
	【参考】 ・ 1人当り調定額			【参考】 ・ 1人当り調定額			【参考】 ・ 1人当り調定額			【参考】 ・ 1人当り調定額		
	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分
	H15	75,274円	18,167円	H15	56,403円	14,138円	H15	56,066円	14,789円	H15	71,688円	17,525円
	H16	78,301円	24,487円	H16	55,568円	14,656円	H16	59,982円	18,370円	H16	67,301円	20,338円
・ 1世帯当り調定額			・ 1世帯当り調定額			・ 1世帯当り調定額			・ 1世帯当り調定額			
区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分	
H15	149,382円	24,478円	H15	142,210円	20,065円	H15	145,965円	22,020円	H15	196,194円	25,942円	
H16	153,071円	32,612円	H16	137,434円	20,734円	H16	154,240円	26,489円	H16	183,691円	30,190円	
保 険 税 軽 減	6 割、4 割			7 割、5 割、2 割			7 割、5 割、2 割			7 割、5 割、2 割		
納 期	納 期 第1期 7月16日から同月末日 第2期 8月16日から同月末日 第3期 9月16日から同月末日 第4期 10月16日から同月末日 第5期 11月16日から同月末日 第6期 12月16日から同月末日 第7期 1月16日から同月末日 第8期 2月16日から同月末日			納 期 第1期 7月1日から同月末日 第2期 8月1日から同月末日 第3期 9月1日から同月末日 第4期 10月1日から同月末日 第5期 11月1日から同月末日 第6期 12月1日から同月末日 第7期 1月1日から同月末日 第8期 2月1日から同月末日			納 期 第1期 7月1日から同月末日 第2期 8月1日から同月末日 第3期 9月1日から同月末日 第4期 10月1日から同月末日 第5期 11月1日から同月末日 第6期 12月1日から同月末日 第7期 1月1日から同月末日 第8期 2月1日から同月末日 第9期 3月1日から同月末日			納 期 第1期 7月1日から同月末日 第2期 8月1日から同月末日 第3期 9月1日から同月末日 第4期 10月1日から同月末日 第5期 11月1日から同月末日 第6期 12月1日から同月末日 第7期 1月1日から同月末日 第8期 2月1日から同月末日		

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
出産、葬祭に関する給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に給付 1件当り 300,000円</li> <li>・ 葬祭費 被保険者が死亡した場合に 喪主に給付 1件当り 30,000円</li> <li>・ 支給処理 月の上旬、下旬に支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に給付 1件当り 300,000円</li> <li>・ 葬祭費 被保険者が死亡した場合に 喪主に給付 1件当り 30,000円</li> <li>・ 支給処理 毎月最終金曜日に支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に給付 1件当り 300,000円</li> <li>・ 葬祭費 被保険者が死亡した場合に 喪主に給付 1件当り 30,000円</li> <li>・ 支給処理 その都度支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に給付 1件当り 300,000円</li> <li>・ 葬祭費 被保険者が死亡した場合に 喪主に給付 1件当り 30,000円</li> <li>・ 支給処理 月の上旬に支給</li> </ul>
国民健康保険保健事業				
国保人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種類 日帰りドック（1日）</li> <li>・ 検査の内容 身体測定、視力検査、血圧測定、 心電図検査、眼底検査、X線・ 超音波検査（胸部、胃、腹部） 血液検査、尿検査、便検査</li> <li>・ 対象者 30歳以上の被保険者</li> <li>・ 費用負担 自己負担 一律5,000円</li> <li>・ 受診場所 （社）白河市医師会に委託</li> <li>・ 平成15年度実績 受診者数 642人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種類 日帰りドック（1日）</li> <li>・ 検査の内容 問診、血圧、視力、眼底、聴力、 血液、尿、便、心電図、腹部超 音波、胸部X線、胃X線又は内 視鏡</li> <li>・ 対象者 20歳以上の被保険者 （納期内完納者）</li> <li>・ 費用負担 自己負担 2割</li> <li>・ 受診場所 会田病院、白河病院</li> <li>・ 平成15年度実績 受診者数 48人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種類 日帰りドック（1日） 2日ドック</li> <li>・ 検査の内容 各医療機関のドック内容によ る。</li> <li>・ 対象者 国保被保険者</li> <li>・ 費用負担 自己負担 3割</li> <li>・ 受診場所 白河病院、会田病院、総合南東 北病院</li> <li>・ 平成15年度実績 受診者数 85人</li> </ul>	人間ドック事業として一般会計にて実施（平成15年度国保人間ドックは実施していない。）
健康優良世帯記念品 贈呈事業	（該当なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康優良世帯（毎年1月1日から12月31日までにおいて医療費が0円）に贈呈 国保税滞納世帯を除く。</li> <li>・ 平成15年度実績 42世帯 171,900円</li> </ul>	（該当なし）	（該当なし）
家庭常備薬配布事業	（該当なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保加入世帯に配布 国保税滞納世帯を除く。</li> <li>・ 平成15年度実績 1,195世帯 2,973,757円</li> </ul>	（該当なし）	（該当なし）

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
国民健康保険運営協議会	<b>【委員定数】</b> ・被保険者を代表する委員 4人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人 ・公益を代表する委員 4人 ・被用者保険者等保険者を代表する委員 2人 計 14人	<b>【委員定数】</b> ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 計 6人	<b>【委員定数】</b> ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 計 6人	<b>【委員定数】</b> ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 計 6人
	<b>【任期】</b> 2年	<b>【任期】</b> 2年	<b>【任期】</b> 2年	<b>【任期】</b> 2年
	<b>【報酬】</b> ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。	<b>【報酬】</b> ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。	<b>【報酬】</b> ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。	<b>【報酬】</b> ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。
	<b>【開催回数】</b> ・平成15年度 3回	<b>【開催回数】</b> ・平成15年度 4回	<b>【開催回数】</b> ・平成15年度 4回	<b>【開催回数】</b> ・平成15年度 2回
国民健康保険診療所	<b>【名称】</b> 表郷村国民健康保険診療所 <b>【所在地】</b> 表郷村大字金山字竹ノ内53番地 <b>【施設概要】</b> 土地 2,100.37㎡ 建物 434.00㎡ (RC造2階建) <b>【開設年月日】</b> 昭和27年6月5日 <b>【管理運営】</b> 村直診勘定(特別会計) <b>【職員】</b> 村職員4名配置 (内訳)医師1名 看護師2名 事務職1名 <b>【診療時間】</b> 9:00～17:00 <b>【休診日】</b> 木・日曜日及び祝祭日			



**【参 考】**

**国民健康保険税のしくみ**

国民健康保険税は、国民健康保険及び介護保険に係る費用に充てられる目的税であり、基礎課税額（医療給付費分保険税）と介護納付金課税額（介護納付金分保険税）に区分される。

基礎課税額（医療給付費分保険税）は、国民健康保険被保険者のいる世帯の世帯主に対して課税し、税率は、年度初日におけるその年度の保険事業に必要な総費用の見込額から補助金等を控除したものを被保険者に係る総所得金額、固定資産税総額、被保険者数又は被保険者の総世帯数により案分し、算定する。

また、介護納付金課税額（介護納付金分保険税）は、40歳以上65歳未満の国民健康保険被保険者のいる世帯の世帯主に対して課税し、税率の算定方法等は、基礎課税額と概ね同じである。

なお、4市村にあっては、税率及び介護分に係る賦課方式は異なるものの、医療分については所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の4方式により算定している。

**【参考法令等】**

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

〔地方税に関する特例〕

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により継承した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間に著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

## 国民健康保険制度の概要

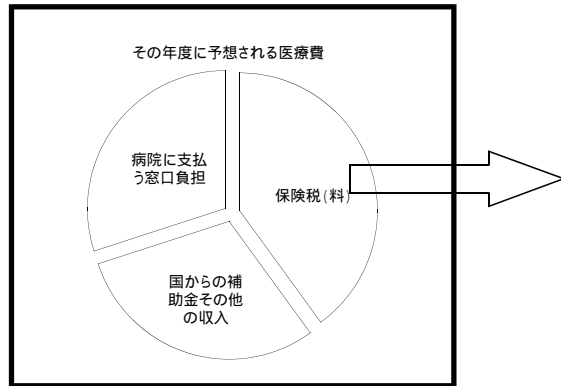
国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした相互扶助制度である。この保険は、市町村が保険者となって、世帯主から保険料を徴収して運営しているが、市町村によって保険制度の運営状況が異なるため、負担割合が異なる。

4市村では、賦課形態（税）医療分に係る賦課方式（4方式）は同じであるが、介護分に係る賦課方式、賦課割合（応能・応益の割合）、税率をはじめ納期や任意給付の各種制度について違いがある。

### 保険税と保険料の主な違い

- 国民健康保険税：徴収権、還付請求権の消滅時効は5年、保険税率は条例規定となる。
- 国民健康保険料：徴収権、還付請求権の消滅時効は2年、保険料率は告示となる。

国民健康保険制度においては、その年度に予想される医療費の総額から、被保険者が病院等で支払う窓口負担や国庫支出金、一定のルールに従った一般会計からの繰入金等を差し引いた金額を保険税で負担する仕組みとなっている。従って、特定の収入で特定の支出を賄う特別会計となっている。



### 保険税（料）の標準構成割合

賦課方式	賦課割合	案分割合	
4方式	応能 (50)	所得割 (40/100)	固定資産の所有が一般的で世帯意識の強い地域に適す
		資産割 (10/100)	
	応益 (50)	均等割 (35/100) 平等割 (15/100)	
3方式	応能 (50)	所得割 (50/100)	中小都市に適す
		均等割 (35/100)	
	応益 (50)	平等割 (15/100)	
2方式	応能 (50)	所得割 (50/100)	世帯意識の薄い大都市に適す
		均等割 (50/100)	

- 所得割  
世帯の所得に応じて算定
- 資産割  
世帯の資産に応じて算定
- 均等割  
1人当りいくらとして算定
- 平等割  
1世帯当りいくらとして算定

応能・応益の割合を50:50に近づける（45%以上55%未満）ことを平準化といい、負担公平の観点から、これが標準的な割合とされている。

国民健康保険の保険税は、比較的所得の低い世帯が増加傾向にあることから、中間所得層の負担が重くなっている状況にある。一方で、50%が原則とされている応益割合を低く設定している（平準化しない）ケースが多く、市町村間及び被保険者間の負担に相違が生じている。このような問題を解決するため、平準化を実施している市町村を重点的に支援することとし、平準化を実施している市町村は、従来の低所得者に対する6割、4割の軽減制度の軽減割合を7割、5割、2割の軽減を新たに設けることができるよう負担軽減措置が拡充された。

### 保険税の軽減

応益割合	軽減の割合	軽減所得基準（総収入から必要経費を控除したもの）
35%未満	5、3割(注)	5割：33万円、3割：33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数)
35～45%	6、4割	6割：33万円、4割：33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数)
45～55%	7、5、2割	7割：33万円、5割：33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数)、2割：33万円 + (35万円 × 世帯に属する被保険者数)
55%以上	6、4割	6割：33万円、4割：33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数)

(注) 当分の間、6割、4割とすることができる。

## 先進事例

### 西東京市

- 1 賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。
- 2 保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において、国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定する。
- 3 納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

### さぬき市

- 1 保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。
- 2 納税義務の発生、消滅に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については、現行のとおりとする。
- 3 軽減割合は、7割、5割、2割を適用する。
- 4 納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。
- 5 納期前納付報奨金は廃止で統一する。
- 6 国保運営協議会は、新市において新たに設置する。
- 7 保険事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、統一を図る。
- 8 人間ドック補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については、統一を図る。
- 9 高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は1千5百万円とし、貸付額は現行のとおりとする。

### 田村地方5町村合併協議会

- 1 保険給付事業については、5町村に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、乳幼児・妊産婦の一部負担金については、大越町の例によるものとする。
- 2 国民健康保険事業については、現行のとおり引継ぎ、新市において調整する。
- 3 国民健康保険運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員同数をもって12名とする。
- 4 国民健康保険税率については、不均一課税とし、健全で円滑な運営を確保するため、適正な負担額となるよう5年間を目標に調整する。なお、軽減割合は、7割、5割、2割を適用することとする。
- 5 国民健康保険税の納期については、船引町の例によるものとする。

### 田村地方5町村合併協議会

- 1 公設公営診療所（都路村診療所及び都路村歯科診療所）及び公設民営診療所（滝根診療所及び大越診療所）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

### 佐野市・田沼町・葛生町合併協議会

- 1 診療所の設置については、現行のとおりとする。
- 2 診療時間・自動車使用料・手数料については、合併年度は現行どおりとし、翌年度から田沼町の制度に統一する。

### 日光地区合併協議会

- 1 へき地診療所（直営）及び国民健康保険直営診療所については、現行どおり存続する。診療時間等は現行どおりとし、自動車使用料、手数料については、合併時に再編する。

### 呉地域合併問題協議会

- 1 現行のとおり呉市が引き継ぐものとする。ただし、運営方法については、引き続き、協議、検討していくこととする。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	21	介護保険事業の取扱い
調整方針	<p>1 第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、新市において策定する第3期介護保険事業計画（平成18年度～22年度）の中で調整を図り、平成18年度から統一する。</p> <p>2 第1号被保険者の普通徴収保険料の納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>3 保険料の減免については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>4 保険給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5 利用者負担軽減については、合併時まで調整するものとし、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>6 老人保健福祉計画・介護保険事業計画については、4市村の現在の計画を新市に引き継ぐものとする。なお、次期計画（平成18年度～22年度）については、新市において速やかに策定するものとし、計画策定に係る附属機関については、合併時に再編する。</p> <p>7 在宅介護支援センターについては、現白河市社会福祉協議会在宅介護支援センターを基幹型とし、その他の4市村の在宅介護支援センター7箇所については地域型とする。</p>	

区分	4市村の現況															
	白河市			表郷村			大信村			東村						
保険料 (年額)	1 保険料設定期間 平成15年度～平成17年度			1 保険料設定期間 平成15年度～平成17年度			1 保険料設定期間 平成15年度～平成17年度			1 保険料設定期間 平成15年度～平成17年度						
	2 第1号被保険者(65歳以上)の保険料 (1) 基準額 年額 33,200円 (2) 所得段階別保険料			2 第1号被保険者(65歳以上)の保険料 (1) 基準額 年額 30,500円 (2) 所得段階別保険料			2 第1号被保険者(65歳以上)の保険料 (1) 基準額 年額 25,200円 (2) 所得段階別保険料			2 第1号被保険者(65歳以上)の保険料 (1) 基準額 年額 30,200円 (2) 所得段階別保険料						
	所得段階	率	保険料	所得段階	率	保険料	所得段階	率	保険料	所得段階	率	保険料				
	第1段階	生活保護受給者、又は 高齢年金受給者	基準額 ×0.5	16,600円	第1段階	生活保護受給者、又は 高齢年金受給者等	基準額 ×0.5	15,200円	第1段階	生活保護受給者、又は 高齢年金受給者等	基準額 ×0.5	12,600円	第1段階	生活保護受給者、又は 高齢年金受給者等	基準額 ×0.4	12,000円
	第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯	基準額 ×0.75	24,900円	第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯	基準額 ×0.75	22,800円	第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯	基準額 ×0.75	18,900円	第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯	基準額 ×0.7	21,100円
	第3段階	本人が住民税非課税	基準額	33,200円	第3段階	本人が住民税非課税	基準額	30,500円	第3段階	本人が住民税非課税	基準額	25,200円	第3段階	本人が住民税非課税	基準額	30,200円
	第4段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円未満)	基準額 ×1.25	41,500円	第4段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円未満)	基準額 ×1.25	38,100円	第4段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円未満)	基準額 ×1.25	31,500円	第4段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円未満)	基準額 ×1.25	37,800円
第5段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円以上)	基準額 ×1.5	49,800円	第5段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円以上)	基準額 ×1.5	45,700円	第5段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円以上)	基準額 ×1.5	37,800円	第5段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が400万円未満)	基準額 ×1.5	45,300円	
第6段階									第6段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が400万円以上)	基準額 ×1.75	52,900円				
3	第2号被保険者(40歳～65歳未満)の保険料 被保険者が加入している医療保険の保険料算定方法により算定される。			3 第2号被保険者(40歳～65歳未満)の保険料 被保険者が加入している医療保険の保険料算定方法により算定される。			3 第2号被保険者(40歳～65歳未満)の保険料 被保険者が加入している医療保険の保険料算定方法により算定される。			3 第2号被保険者(40歳～65歳未満)の保険料 被保険者が加入している医療保険の保険料算定方法により算定される。						

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
納 期	<p>1 第1号被保険者（普通徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万未満（障害者年金、遺族年金は除く。） 第1期 7月16日から同月31日 第2期 8月16日から同月31日 第3期 9月16日から同月30日 第4期 10月16日から同月31日 第5期 11月16日から同月30日 第6期 12月16日から同月25日 第7期 1月16日から同月31日 第8期 2月16日から同月末日</p> <p>2 第1号被保険者（特別徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万以上6期 （年金を受ける偶数月に直接年金から天引）</p> <p>3 第2号被保険者 医療保険の保険料納付時</p>	<p>1 第1号被保険者（普通徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万未満（障害者年金、遺族年金は除く。） 第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月25日 第7期 1月1日から同月31日 第8期 2月1日から同月末日</p> <p>2 第1号被保険者（特別徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万以上6期 （年金を受ける偶数月に直接年金から天引）</p> <p>3 第2号被保険者 医療保険の保険料納付時</p>	<p>1 第1号被保険者（普通徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万未満（障害者年金、遺族年金は除く。） 第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月25日 第7期 1月1日から同月31日 第8期 2月1日から同月末日 第9期 3月1日から同月31日</p> <p>2 第1号被保険者（特別徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万以上6期 （年金を受ける偶数月に直接年金から天引）</p> <p>3 第2号被保険者 医療保険の保険料納付時</p>	<p>1 第1号被保険者（普通徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万未満（障害者年金、遺族年金は除く。） 第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月25日 第7期 1月1日から同月31日 第8期 2月1日から同月末日</p> <p>2 第1号被保険者（特別徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万以上6期 （年金を受ける偶数月に直接年金から天引）</p> <p>3 第2号被保険者 医療保険の保険料納付時</p>
保険料減免	<p>1 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>2 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>3 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>4 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>5 前各号に掲げる場合のほか、市長がこれらに準ずるものと認める事情があること。</p>	<p>震災・風水害・火災・その他これらに類する災害や損害が生じたとき、または特別な事情により所得が減少した場合などの減免</p> <p>1 第1号被保険者の属する世帯が災害等により現に居住する家屋が損害を受けた場合 （1）全壊、流失、埋没、水没又は全焼の場合 - 免除 （2）半壊、半焼又は床上浸水 - 2段階下位の保険料</p> <p>2 死亡、病気等による収入の著しい減少 第1号被保険者の属する世帯の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、当該年の世帯の合計所得金額の減少額が前年と比較して次のいずれかに該当するとき。 （1）減少額が50%以上のとき。 - 免除 （2）減少額が30%以上50%未満のとき。 - 2段階下位の保険料</p>	<p>1 震災、風水害、火災等の災害による住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合の減免 第1号被保険者の属する世帯が災害等により、現に居住する家屋等が損害を受けたときで次のいずれかに該当するとき（損害金額は、災害に係る保険金・損害賠償等を控除した額で算出） （1）損害金額が50%以上で前年中の合計所得金額が基準所得金額（法施行規則第143条。以下同じ。）未満 - 免除 （2）損害金額が50%以上で前年中の合計所得金額が基準所得金額以上 - 50%軽減 （3）損害金額が20%以上50%未満で前年中の合計所得金額が基準所得金額未満 - 50%軽減 （4）損害金額が20%以上50%未満で前年中の合計所得金額が基準所得金額以上 - 25%軽減</p>	<p>1 減免の対象者 （1）第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 （2）第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 （3）第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 （4）第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 （5）第1号被保険者が海外に居住または法63条に規定する者に該当し、その機関が1ヶ月を越えるとき。</p>

4 市 村 の 現 況

区 分

白 河 市

表 郷 村

大 信 村

東 村

1の規定する事情により減免を行う場合の基準

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、10分の3以上の損害（これらの損害に対して保険金等により補てんされるべき金額がある場合は、損害金額から当該補てん金額を除くものとする。）を受け、かつ、その生計を維持する者の前年の合計所得金額が1,000万円以下で保険料の納付が困難であると認めるときは、次表に掲げる前年の合計所得金額区分及び損害の程度に応じ、同表に掲げる割合により保険料を減免する。

前年の合計所得金額	損害が3/10以上5/10未満	損害が5/10以上
500万円以下	1/2	全部
500万円超 750万円以下	1/4	1/2
750万円超 1,000万円以下	1/8	1/4

2から4までに規定する事情により減免を行う場合の基準

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者のその年の合計所得金額の見込額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を含む。）が前年の合計所得金額が1,000万円以下で保険料の納付が困難であると認めるときは、次表に掲げる前年の合計所得金額区分及び所得の減少程度に応じ、同表に掲げる割合により保険料を減免する。

3 失業、廃業等による収入の著しい減少  
第1号被保険者の属する世帯の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、当該年の世帯の合計所得金額の減少額が前年と比較して次のいずれかに該当するとき。

- (1) 減少額が50%以上のとき。
  - 免除
- (2) 減少額が30%以上50%未満のとき。
  - 2段階下位の保険料

4 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作及び不漁による収入の著しい減少

第1号被保険者の属する世帯の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、当該年の世帯の合計所得金額の減少額が前年と比較して次のいずれかに該当するもの。ただし、農業以外の所得が400万円以下であること。

- (1) 減少額が50%以上のとき。
  - 免除
- (2) 減少額が30%以上50%未満のとき。
  - 2段階下位の保険料

2 死亡、病気等による収入の著しい減少の場合の減免

第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が病気、事故等により次のいずれかに該当するとき。

- (1) 死亡 - 免除
- (2) 重度障害（障害者手帳等級1,2級及びこれに相当する障害の程度に該当したとき。） - 90%軽減
- (3) 長期入院（6ヶ月以上の連続した入院のとき。） - 90%軽減

3 事業又は業務の廃止、失業等による収入の著しい減少の場合の減免

第1号被保険者の属する世帯の、前年の合計所得金額が1,000万円以下で主たる生計維持者が事業又は業務の休業、事業における著しい損失、失業等により当該年の世帯合計所得が前年と比較して次のいずれかに該当するとき。

- (1) 減少見込額が50%以上 - 免除
- (2) 減少見込額が30%以上50%未満 - 50%軽減

4 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作等による収入の著しい減少の場合

第1号被保険者の属する世帯の、前年の合計所得金額が1,000万円以下で主たる生計維持者が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により当該年の世帯合計所得（農業以外の所得が400万円以下である場合に限る。）が前年と比較して30%以上の減少が見込まれる場合で次のいずれかに該当するとき。（減収金額は、農作物共済金額を控除した額により算出）

- (1) 前年中の合計所得金額が基準所得金額未満 - 免除
- (2) 前年中の合計所得金額が基準所得金額以上 - 80%軽減

2 減免の範囲

(1) 震災、風水害、火災等の災害による住宅、家財又はその他の財産の損害の場合

- 全焼、流失、埋没、水没又は全焼 - 免除
- 半壊、半焼又は床下浸水 - 2段階下位の保険料

(2) 死亡、病気等による収入の著しい減少（第1号被保険者の属する世帯の前年の合計所得金額が、1,000万円以下で、当該年度世帯の合計所得金額が、前年と比較して次のいずれかに該当する者）の場合

- 減少額が50%以上の時 - 免除
- 減少額が30%以上50%未満のとき - 2段階下位保険料

(3) 失業、廃業等による収入の著しい減少（第1号被保険者の属する世帯の前年の所得合計額が、1,000万円以下で、当該年の世帯の合計所得金額が、前年と比較して次のいずれかに該当するもの）の場合

- 減少額が50%以上のとき - 免除
- 減少額が30%以上50%未満のとき - 2段階下位保険料

(4) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作及び不漁による収入の著しい減少（第1号被保険者の属する世帯の前年の所得合計額が、1,000万円以下で、当該年の世帯の合計所得金額が、前年と比較して次のいずれかに該当するもの）の場合

- 減少額が50%以上のとき - 免除
- 減少額が30%以上50%未満のとき - 2段階下位保険料

(5) 海外に居住又は法63条に該当の場合（第1号被保険者が海外居住又は監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

- 免除

区 分	4 市 村 の 現 況																					
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計 所得金額</th> <th>減少が5/10 以上7/10未 満</th> <th>減少が 7/10以上 満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全 部</td> <td>全 部</td> </tr> <tr> <td>300万円超 400万円以下</td> <td>8/10</td> <td>全 部</td> </tr> <tr> <td>400万円超 550万円以下</td> <td>6/10</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>550万円超 750万円以下</td> <td>4/10</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>2/10</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>生活困窮者に対する保険料の減免            保険料の所得段階が第2段階の方のうち、            収入が少なく生活が困窮している方で、            次のすべてに該当する場合に減免となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 資産（預貯金を含む）などを活用し ても、なお生活が困窮している状態と 認められる場合</li> <li>2) 市民税が課税されている方に扶養さ れていない場合</li> <li>3) 市民税が課税されている方と生計を 共にしていない生活困窮者の場合（所 得段階2段階から1段階に軽減）</li> <li>(4) 世帯全員の前年収入合計が80万円+ (申請者を除く家族の人数×40万円) 以下であること。さらに生活困窮者の 場合（所得段階2段階及び1段階から1 段階の半分に軽減）</li> <li>(5) 世帯全員の前年収入合計が40万円+ (申請者を除く家族の人数×20万円) 以下であること。</li> </ol>	前年の合計 所得金額	減少が5/10 以上7/10未 満	減少が 7/10以上 満	300万円以下	全 部	全 部	300万円超 400万円以下	8/10	全 部	400万円超 550万円以下	6/10	8/10	550万円超 750万円以下	4/10	6/10	750万円超 1,000万円以下	2/10	4/10			
前年の合計 所得金額	減少が5/10 以上7/10未 満	減少が 7/10以上 満																				
300万円以下	全 部	全 部																				
300万円超 400万円以下	8/10	全 部																				
400万円超 550万円以下	6/10	8/10																				
550万円超 750万円以下	4/10	6/10																				
750万円超 1,000万円以下	2/10	4/10																				



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
保険給付	<p>1 居宅サービス  (1) 訪問介護  (2) 訪問入浴介護  (3) 訪問看護  (4) 訪問リハビリテーション  (5) 通所介護  (6) 通所リハビリテーション  (7) 福祉用具貸与  (8) 短期入所サービス  (9) 居宅療養管理指導  (10) 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>2 施設サービス  (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  (2) 介護老人保健施設(老人保健施設)  (3) 介護療養型医療施設(療養型病床群等)</p> <p>3 居宅介護支援費  4 福祉用具購入費  5 住宅改修費  6 高額介護サービス費</p>	<p>1 居宅サービス  (1) 訪問介護  (2) 訪問入浴介護  (3) 訪問看護  (4) 訪問リハビリテーション  (5) 通所介護  (6) 通所リハビリテーション  (7) 福祉用具貸与  (8) 短期入所サービス  (9) 居宅療養管理指導  (10) 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>2 施設サービス  (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  (2) 介護老人保健施設(老人保健施設)  (3) 介護療養型医療施設(療養型病床群等)</p> <p>3 居宅介護支援費  4 福祉用具購入費  5 住宅改修費  6 高額介護サービス費</p>	<p>1 居宅サービス  (1) 訪問介護  (2) 訪問入浴介護  (3) 訪問看護  (4) 訪問リハビリテーション  (5) 通所介護  (6) 通所リハビリテーション  (7) 福祉用具貸与  (8) 短期入所サービス  (9) 居宅療養管理指導  (10) 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>2 施設サービス  (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  (2) 介護老人保健施設(老人保健施設)  (3) 介護療養型医療施設(療養型病床群等)</p> <p>3 居宅介護支援費  4 福祉用具購入費  5 住宅改修費  6 高額介護サービス費</p>	<p>1 居宅サービス  (1) 訪問介護  (2) 訪問入浴介護  (3) 訪問看護  (4) 訪問リハビリテーション  (5) 通所介護  (6) 通所リハビリテーション  (7) 福祉用具貸与  (8) 短期入所サービス  (9) 居宅療養管理指導  (10) 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>2 施設サービス  (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  (2) 介護老人保健施設(老人保健施設)  (3) 介護療養型医療施設(療養型病床群等)</p> <p>3 居宅介護支援費  4 福祉用具購入費  5 住宅改修費  6 高額介護サービス費</p>
利用者負担軽減	<p>1 高額介護サービス費  介護サービス利用料1割負担の上限が設定されており、それ以上の利用料を高額サービス費として市が補てんする。</p> <p>2 食費負担軽減  ・一般 1日 780円  ・世帯全員が住民税非課税者 1日 500円  ・上記で高齢年金受給者等 1日 300円</p> <p>3 訪問介護の利用者負担の軽減  法施行時の訪問介護利用者負担軽減  平成12年3月までに訪問介護を利用したことがある人で利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護利用者負担を3%とする。  2号要介護認定者訪問介護利用者負担軽減  2号被保険者で要介護認定を受け、訪問介護を利用する人で、利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護の利用者負担を3%とする。</p>	<p>1 高額介護サービス費  介護サービス利用料1割負担の上限が設定されており、それ以上の利用料を高額サービス費として村が補てんする。</p> <p>2 食費負担軽減  ・一般 1日 780円  ・世帯全員が住民税非課税者 1日 500円  ・上記で高齢年金受給者等 1日 300円</p> <p>3 訪問介護の利用者負担の軽減  法施行時の訪問介護利用者負担軽減  平成12年3月までに訪問介護を利用したことがある人で利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護利用者負担を3%とする。  2号要介護認定者訪問介護利用者負担軽減  2号被保険者で要介護認定を受け、訪問介護を利用する人で、利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護の利用者負担を3%とする。</p>	<p>1 高額介護サービス費  介護サービス利用料1割負担の上限が設定されており、それ以上の利用料を高額サービス費として村が補てんする。</p> <p>2 食費負担軽減  ・一般 1日 780円  ・世帯全員が住民税非課税者 1日 500円  ・上記で高齢年金受給者等 1日 300円</p> <p>3 訪問介護の利用者負担の軽減  法施行時の訪問介護利用者負担軽減  平成12年3月までに訪問介護を利用したことがある人で利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護利用者負担を3%とする。  2号要介護認定者訪問介護利用者負担軽減  2号被保険者で要介護認定を受け、訪問介護を利用する人で、利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護の利用者負担を3%とする。</p>	<p>1 高額介護サービス費  介護サービス利用料1割負担の上限が設定されており、それ以上の利用料を高額サービス費として村が補てんする。</p> <p>2 食費負担軽減  ・一般 1日 780円  ・世帯全員が住民税非課税者 1日 500円  ・上記で高齢年金受給者等 1日 300円</p> <p>3 訪問介護の利用者負担の軽減  法施行時の訪問介護利用者負担軽減  平成12年3月までに訪問介護を利用したことがある人で利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護利用者負担を3%とする。  2号要介護認定者訪問介護利用者負担軽減  2号被保険者で要介護認定を受け、訪問介護を利用する人で、利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護の利用者負担を3%とする。</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>4 特別養護老人ホーム旧措置者の負担軽減 法施行時にすでに特別養護老人ホームに入所していた人の食費及び利用料を軽減する。軽減した利用料等は保険給付費で補てんされる。</p> <p>食費 所得に応じて 1日300円又は500円に軽減 利用料 所得に応じて3%又は5%に軽減</p> <p>5 社会福祉法人等による利用者負担減免 県、市より指定を受けている社会福祉法等にてサービスを利用する場合に特に生計が困難な利用者の負担を減免することができる。</p> <p>保険料段階が第2段階または高齢福祉年金受給者（生活保護者を除く。） 市民税の課されている方に扶養されていない。 市民税の課されている方と生計を共にしていない。 資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる。 申請者とその家族の前1年間の収入合計が80万円＋（世帯員数×40）以下の場合で一人世帯の場合には80万円以下となる。</p> <p>社会福祉法人等による利用者負担減免の対象となるサービス 訪問介護 通所介護 特別養護老人ホームの短期入所 特別養護老人ホームへの入所 利用料が2分の1になる。</p>	<p>4 特別養護老人ホーム旧措置者の負担軽減 法施行時にすでに特別養護老人ホームに入所していた人の食費及び利用料を軽減する。軽減した利用料等は保険給付費で補てんされる。</p> <p>食費 所得に応じて 1日300円又は500円に軽減</p> <p>利用料 所得に応じて3%又は5%に軽減</p> <p>5 利用者負担軽減</p> <p>【目的】 低所得者の経済負担を考慮し、介護保険利用者負担を軽減し、介護保険サービスの利用促進を図る。</p> <p>【対象者】 要支援・要介護認定を受けた者 1段階保険料被保険者、2段階保険料被保険者 生活保護者は除く。 介護保険料の滞納者、未納者は除く。</p> <p>【事業の対象】 事業の対象は、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーションとする。</p> <p>【利用者負担の軽減】 介護保険法による介護サービスの利用者負担に100分の50を乗じて得た額とする。</p>	<p>4 特別養護老人ホーム旧措置者の負担軽減 法施行時にすでに特別養護老人ホームに入所していた人の食費及び利用料を軽減する。軽減した利用料等は保険給付費で補てんされる。</p> <p>食費 所得に応じて 1日300円又は500円に軽減</p> <p>利用料 所得に応じて3%又は5%に軽減</p>	<p>4 特別養護老人ホーム旧措置者の負担軽減 法施行時にすでに特別養護老人ホームに入所していた人の食費及び利用料を軽減する。軽減した利用料は保険給付費で補てんされる。</p> <p>食費 所得に応じて 1日300円又は500円に軽減</p> <p>利用料 所得に応じて3%又は5%に軽減</p>
老人保健福祉計画 ・ 介護保健事業計画	<p>「高齢者保健福祉計画」は、老人保健法第46条の18及び老人福祉法第20条の8に規定する高齢者の保険及び福祉に関わる総合的な計画である。 「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に規定する介護保険の給付対象となるサービスに関する計画である。両計画は3年ごとに5年を1期とした計画として一体的に作成するものとされている。</p>			
	<p>[ 高齢者保健福祉計画 ] 第1期計画 平成 9年度～平成13年度 第2期計画 平成12年度～平成16年度 第3期計画 平成15年度～平成19年度</p> <p>[ 介護保険事業計画 ] 第1期計画 平成12年度～平成16年度 第2期計画 平成15年度～平成19年度</p>	<p>[ 高齢者保健福祉計画 ] 第1期計画 平成 9年度～平成13年度 第2期計画 平成12年度～平成16年度 第3期計画 平成15年度～平成19年度</p> <p>[ 介護保険事業計画 ] 第1期計画 平成12年度～平成16年度 第2期計画 平成15年度～平成19年度</p>	<p>[ 高齢者保健福祉計画 ] 第1期計画 平成 5年度～平成11年度 第2期計画 平成12年度～平成16年度 第3期計画 平成15年度～平成19年度</p> <p>[ 介護保険事業計画 ] 第1期計画 平成12年度～平成16年度 第2期計画 平成15年度～平成19年度</p>	<p>[ 高齢者保健福祉計画 ] 第1期計画 平成 5年度～平成11年度 第2期計画 平成12年度～平成16年度 第3期計画 平成15年度～平成19年度</p> <p>[ 介護保険事業計画 ] 第1期計画 平成12年度～平成16年度 第2期計画 平成15年度～平成19年度</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
介 護 保 険 運 営 協 議 会	<p>【白河市介護保険運営協議会】</p> <p>[ 組織 ]</p> <p>12人以内の委員            被保険者代表 3人            学識経験者 1人            サービス事業者代表 3人            被用者保険代表 1人            保健・医療・福祉関係代表者 4人</p> <p>[ 任期 ]</p> <p>委員任期 3年            平成16年2月1日～平成19年1月31日</p> <p>[ 報酬 ]</p> <p>特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例による。</p>	<p>【表郷村介護保険運営協議会】</p> <p>[ 組織 ]</p> <p>8人以内の委員            被保険者代表 2人            学識経験者 1人            村議会議員 1人            保健・医療・福祉関係代表者 4人</p> <p>[ 任期 ]</p> <p>委員任期 3年            平成16年4月1日～平成19年3月31日</p> <p>[ 報酬 ]</p> <p>特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例による。</p>	<p>【大信村介護保険運営協議会】</p> <p>[ 組織 ]</p> <p>10人以内の委員            被保険者代表 2人            学識経験者 2人            被用者保険代表 2人            保健・医療・福祉関係代表者 3人</p> <p>[ 任期 ]</p> <p>委員任期 3年            平成15年4月1日～平成18年3月31日</p> <p>[ 報酬 ]</p> <p>特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例による。</p>	平成15年度より廃止
在 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー	<p>地域型在宅介護支援センター（5ヵ所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市中心在宅介護支援センター                運営主体 白河厚生総合病院                開設日 平成10年4月</li> <li>・在宅介護支援センター小峰苑                運営主体 社会福祉法人清峰会                開設日 平成11年4月</li> <li>・天神町在宅介護支援センター                運営主体 社会福祉法人くわの福祉会                開設日 平成11年4月</li> <li>・ひもろぎの園在宅介護支援センター                運営主体 医療法人慈泉会                開設日 平成11年4月1日</li> <li>・白河市社会福祉協議会在宅介護支援センター                運営主体 白河市社会福祉協議会                開設日 平成15年10月1日</li> </ul>	<p>基幹型（小規模型）在宅介護支援センター（1ヵ所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センター                運営主体 老人保健施設表郷「聖・オリーブの郷」                開設日 平成10年4月</li> </ul>	<p>基幹型（小規模型）在宅介護支援センター（1ヵ所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センター                運営主体 大信村社会福祉協議会                開設日 平成12年1月</li> </ul>	<p>地域型在宅介護支援センター（1箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東村在宅介護支援センター                運営主体 東村                開設日 平成15年4月</li> </ul>

## 留意事項

- 1 介護保険は、市町村が保険者となり、被保険者（住民）から保険料を徴収して運営している。
- 2 各市町村で、介護サービスの基盤や事業計画が異なるため、保険料率にも違いがある。
- 3 合併した場合は、ひとつの自治体として運営することになるため、取扱いの統一に向けた検討が必要である。
- 4 介護サービスの内容は、各市町村の事業計画によって異なるため、整合性を図りながら新市での計画策定を行う。

## 【参考法令関係】

### 介護保険法（抜粋）

#### 〔市町村介護保険事業計画〕

- 第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- （1）各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
  - （2）前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
  - （3）指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
  - （4）その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項
- 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第28条の8に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

### 老人保健法（抜粋）

#### 〔市町村老人保健計画〕

- 第46条の18 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、当該市町村における老人に対する医療等以外の保健事業の実施に関する計画（以下「市町村老人保健計画」という。）を定めるものとする。

### 老人福祉法（抜粋）

#### 〔市町村老人福祉計画〕

- 第20条の8 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

## 先進事例

### 【さぬき市】(平成14年4月1日合併)

- 1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。
- 2 納期は、国民健康保険税を考慮し、統一を図る。
- 3 基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- 4 要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。
- 5 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。
- 6 介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。

### 【東かがわ市】(平成15年4月1日合併)

- 1 被保険者の資格管理等にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- 2 要介護認定・要支援認定にかかわる事務  
認定調査については、専任職員が行う直営と委託との併用とし、委託料は当面現行のとおりとする。  
認定審査会については、大川地区広域行政振興整備事務組合の共同処理事務の調整内容による取扱いとする。
- 3 保険給付にかかわる事務については、3町に相違がないので現行どおりとし、新市に引き継ぐ。ただし、短期入所サービスの振替利用制度については、受領委任払いとする。
- 4 保健福祉事業にかかわる事務については、3町とも実施していないが、介護保険事業計画策定時に検討する。
- 5 市町村介護保険事業計画の策定にかかわる事務については、平成14年度末までに3町を一体とした介護保険事業計画を策定し、新市に引き継ぐ。
- 6 保険料の徴収にかかわる事務  
第1号被保険者の保険料については、介護保険事業計画策定時に再算定し、平成15年度から新保険料を設定する。  
第1号被保険者の普通徴収納期については、現行のとおり、国民健康保険税の納期と同一とする。
- 7 会計等にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- 8 介護保険制度関連の他制度にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- 9 その他  
事務処理システムについては、3町とも異なっており、電算システムの調整内容による取扱いとする。

### 【田村地方5町村合併協議会】

- 1 被保険者の資格管理等に係る事務については、5町村に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 田村地方介護認定審査会については、合併の前日をもって廃止し、新市において現行のとおり介護認定審査会を共同設置するものとする。
- 3 認定調査については、職員が行う直営と業者委託との併用とし、委託料は合併時に調整する。
- 4 介護保険事業計画については、合併時に策定するものとする。
- 5 保険給付の内容については、5町村に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- 6 第1号被保険者の保険料については、新市の介護保険事業計画に基づき統一する。ただし、平成17年度までの保険料は、従前のとおりとする。
- 7 第1号被保険者の普通徴収の納期については、常葉町の例により調整する。ただし、第1期の納期は7月1日から7月31日とする。
- 8 利用者負担軽減事業については、5町村に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	22	消防団の取扱い
調整方針	<p>1 現行の消防団員は新市に引き継ぐものとし、組織体制については合併時まで調整する。また、新市において消防団員数の適正化を図るものとする。</p> <p>2 消防団員の報酬、手当、任期等は、合併時まで白河市の例により調整する。</p> <p>3 現有の消防施設、機械等の財産はすべて新市に引き継ぐものとし、新市において新たに整備計画を策定し、必要台数を確保しながら更新する。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
組織体制	<p>【白河市消防団】 分団数：8分団 定員：545名 現員：532名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 1名</li> <li>・副団長 3名</li> <li>・分団長 13名 （内訳）本部付分団長（4） 分団長（8） ラッパ隊長（1）</li> <li>・副分団長 17名 （内訳）副分団長（16） ラッパ副隊長（1）</li> <li>・部長 30名 （内訳）部長（29） ラッパ隊部長（1）</li> <li>・班長 73名 （内訳）班長（72） ラッパ隊班長（1）</li> <li>・機関員 45名</li> <li>・団員 363名</li> </ul>	<p>【表郷村消防団】 分団数：3分団 定員：281名 現員：279名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 1名</li> <li>・副団長 2名</li> <li>・分団長 5名 （内訳）指導部長（1） 分団長（3） ラッパ隊長（1）</li> <li>・副分団長 8名 （内訳）副指導部長（5） 副分団長（3）</li> <li>・部長 7名</li> <li>・班長 20名</li> <li>・団員 236名 （内訳）副班長（20） 団員（216）</li> <li>・事務局 2名</li> </ul>	<p>【大信村消防団】 分団数：2分団 定員：217名 現員：209名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 1名</li> <li>・副団長 1名</li> <li>・分団長 3名 （内訳）訓練部長（1） 分団長（2）</li> <li>・副分団長 3名 （内訳）副指導部長（2） 副分団長（1）</li> <li>・部長 19名 （内訳）部長（10） 副部長（9）</li> <li>・班長 19名</li> <li>・団員 171名</li> </ul>	<p>【東村消防団】 分団数：2分団 定員：253名 現員：235名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 1名</li> <li>・副団長 1名</li> <li>・分団長 2名</li> <li>・副分団長 7名 （内訳）副分団長（4） 指導員（3）</li> <li>・部長 11名 （内訳）部長（5） 副部長（5） 庶務部長（1）</li> <li>・班長 19名</li> <li>・団員 212名 （内訳）副班長（19） 団員（193）</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
報酬・費用弁償	<b>【報酬（年額）】</b> ・団 長 198,000円 ・副団長 130,000円 ・分団長 91,000円 ・副分団長 64,000円 ・部 長 45,000円 ・班 長 34,000円 ・機関員 28,000円 ・団 員 24,000円  <b>【報償】</b> ・出勤報償 3,600円/年 ・各行事参加 1,300円/回 ・検閲報償 1,500円/年 ・団運営報償 500円/年 ・ラッパ隊報償 50,000円/年 ・分団報償 40,000円/年 ・訓練指導員報償 5,000円/年  <b>【費用弁償】</b> ・団員が公務のため旅行した場合、市職員の旅費に相当する額を弁償	<b>【報酬（年額）】</b> ・団 長 179,000円 ・副団長 115,000円 ・分団長 74,000円 ・副分団長 63,000円 ・部 長 42,000円 ・班 長 33,000円 ・副班長 29,000円 ・団 員 19,000円  ・自動車ポンプ班 14,000円 ・小型ポンプ班 12,100円 ・消防車運転手 10,000円  <b>【費用弁償】</b> ・出勤手当 1,200円/回（火災・災害出勤を除く） ・団員が公務のため旅行した場合、村職員の旅費に相当する額を弁償	<b>【報酬（年額）】</b> ・団 長 174,500円 ・副団長 110,700円 ・分団長 72,300円 ・副分団長 53,500円 ・部 長 38,200円 ・班 長 25,500円 ・団 員 19,000円  ・特別団員 11,900円 ・ラッパ隊員 11,900円 ・旗 手 6,000円  <b>【費用弁償】</b> ・訓練出場の場合 1,000円/回 ・指導模範の場合 2,000円/回 ・団員が公務のため旅行した場合、村職員の旅費に相当する額を弁償	<b>【報酬（年額）】</b> ・団 長 182,000円 ・副団長 119,000円 ・分団長 76,000円 ・副分団長及び指導員 65,000円 ・部 長 48,000円 ・副部長 43,000円 ・庶務部長及び班長 33,000円 ・副班長 28,500円 ・団 員 23,400円 ・機関員手当 16,800円 ・指導員手当 12,600円  <b>【費用弁償】</b> ・出勤手当 1,000円/回 ・出勤手当は、春季検閲、秋季検閲、出初式、ポンプ操法講習会、村ポンプ操法大会、総合防災訓練に出勤した団員に支給
任 期	・団 長 4年 ・副団長 4年 ・分団長 4年 ・副分団長 4年 ・部 長 4年 ・班 長 4年 ・機関員 4年	・団 長 4年 ・副団長 4年 ・分団長 4年 ・副分団長 4年	・団 長 4年 ・副団長 4年 ・分団長 3年 ・副分団長 3年 ・部 長 2年 ・班 長 1年	・団 長 4年 ・副団長 4年 ・分団長 4年 ・副分団長 4年 ・指導員 4年 ・部 長 4年 ・副部長 4年
施 設・機 械	<b>【施設】</b> ・消防団詰所 45箇所  <b>【消防車両】</b> ・消防ポンプ自動車 25台 ・小型ポンプ積載車 20台	<b>【施設】</b> ・消防団詰所 18箇所  <b>【消防車両】</b> ・消防ポンプ自動車 3台 ・小型ポンプ積載車 22台	<b>【施設】</b> ・消防団詰所 19箇所  <b>【消防車両】</b> ・消防ポンプ自動車 2台 ・小型ポンプ積載車 18台	<b>【施 設】</b> ・消防屯所 18箇所  <b>【消防車両】</b> ・消防ポンプ自動車 3台 ・小型ポンプ積載車 16台



【参考法関係令】

消防組織法（抜粋）

- 第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。
- 第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。
- 第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。
- 第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。
- (1) 消防本部
  - (2) 消防署
  - (3) 消防団
- 第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。
- 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。
  - 3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。
- 第15条の2 消防団に消防団員を置く。
- 2 消防団員の定員は、条例で定める。
- 第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。
- 2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。
- 第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。
- 第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。
- 第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。
- 2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服利に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。
- 第15条の7 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
- 2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。
- 第15条の8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

【先進事例】

田村地方5町村合併協議会（新設合併）

1. 5町村の消防団の団員であるものについては、新市に引き継ぐものとする。
2. 団の組織、活動範囲等運用については、調整し新市に引き継ぐものとする。
3. 消防団の報酬・費用弁償については、合併時に調整する。

南相馬合併協議会（新設合併）

1. 消防団については、合併時に新たな本団を設け、分団の組織は現行のまま新市に引き継ぎ、統合して組織を再編するものとする。
2. 消防団員の階級等は、合併時に見直し、統一して新たに編成するものとする。
3. 消防団の定員数は、現行で新市に引き継ぎ、任免及び給与等については、合併時に県内の状況を考慮して調整し、一元化する。

伊達7町合併協議会（新設合併）

1. 消防団組織は、旧町単位で「方面隊（仮称）」として現行のとおり存続し、統括組織として「本団（仮称）」を設ける。「本団（仮称）」及び「方面隊（仮称）」の組織機構は、合併後に県内の近隣自治体の例を参考に再編する。
2. 消防団員は新市に引き継ぐ。定員・定年については、合併後新市において調整し一定の基準を設ける。
3. 消防団員の報酬・手当等は、合併時に統一することとし、現在の処遇が低下しないように考慮する。
4. 消防団の施設・機械等については新市に引き継ぐ。施設・機械の配置基準・耐用年数は、合併後に調整し、一定の基準を設ける。

佐野市（新設合併）

1. 新市における消防団員の定数は、各市町の現有定数の合計742人を存続させるものとし、合併後3年以内に見直しをするものとする。
2. 新市における消防団の構成員（742人）は、団長1人、支団長（副団長）3人、副支団長（副団長）9人、分団長32人、副分団長31人、部長32人、班長122人、団員512人とする。

【参考資料 1】

消防団員報酬額等(白河支部管内)

(単位:円)

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	手 当 等	
								出勤手当	その他
白河市	198,000	130,000	91,000	64,000	45,000	34,000	24,000	3,600/年 検閲・出初式 各1回500	機関員28,000 運営育成報償費500/年
表郷村	179,000	115,000	74,000	63,000	42,000	33,000 副 29,000	19,000	検閲・出初式・訓練等 各1回1,200	機関員手当 (自動車)14,000/年 (小型)12,100/年 運転手当10,000/年
大信村	174,500	110,700	72,300	53,500	38,200	25,500	19,000	災害・検閲・出初式・訓練・ポンプ操法 大会等各1回1,000	旗手手当6,000/年 ラッパ隊員手当11,900/年
東 村	182,000	119,000	76,000	65,000	48,000 副 43,000	33,000 副 28,500	23,400	検閲・出初式・ポンプ操法講習会・実技 放水大会・総合防災訓練 各1回1,000	機関員手当 16,800/年 指導員手当 12,600/年
西郷村	185,000	125,000	80,000	48,000	102,000 副 80,000	32,000 副 25,000	21,000	検閲・出初式 各1回1,000	機関要員手当 4,100/年
泉崎村	176,800	111,000	56,500	44,200	39,000	27,700	19,000	検閲・出初式・訓練等 各1回2,200	訓練指導員・ラッパ隊手当3,800/年
中島村	175,200	109,600	51,500	40,500	37,200	23,900	21,400	3,000/年	指導部長72,900 タンク車隊長33,400 副指導部長37,200 機関員手当13,500/年 ラッパ隊長37,200 ラッパ隊員・タンク車 隊員・指導部員手当10,000/年
矢吹町	192,100	131,000	90,100	63,200	49,400	33,300	24,000	災害・検閲・出初式・訓練等 各1回 1,000	運転・機関員手当3,500/年 ラッパ隊員手当5,500/年
管内平均	182,825	118,913	73,925	55,175	50,100	30,300	21,350		

【参考資料 2】

消防団員報酬額等(東白川支部管内)

(単位:円)

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	手 当 等	
								出勤手当	その他
棚倉町	225,000	134,000	72,000	58,000	50,000	36,000	22,500	1回 1,000	機関員等 23,500
矢祭町	226,000	127,000	71,200	52,300	52,300	32,200	23,200	1回 1,000	
埴 町	222,000	126,000	69,000	53,000	50,000	32,000	22,500	1回 1,000	機関員等 23,500
鮫川村	215,000	126,000	69,000	52,000	50,000	34,000	22,500	1回 1,000	機関員等 7,400~9,000
管内平均	222,000	128,250	70,300	53,825	50,575	33,550	22,675		

【参考資料 3】

消防団員報酬額等(県内10市)

(単位:円)

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	手 当 等	
								出動手当	その他
福島市	220,000	160,000	87,000	66,000	47,000	38,000	30,000		機関員手当 6,000/年 加算
いわき市	201,000	138,000	76,000	57,000	43,000	34,000	27,000	災害等 1回 1,000 (3時間以上の場合 2,000) 待機・警戒・訓練 1回 1,000	
二本松市	219,000	156,000	115,000	85,000	54,000	33,000	26,000		
郡山市	190,000	136,000	71,000	53,000	42,000	32,000	30,000		
須賀川市	230,000	155,000	119,000	81,500	65,000	46,000	25,000	災害出場 1回 1,400以内	ポンプ操縦者手当 5,300/年 ラッパ手手当 5,300/年
喜多方市	187,000	136,000	94,000	63,000	57,000	48,000	27,000	訓練・警戒出動 1日 1,400	
会津若松市	217,000	144,000	101,000	65,000	52,000	35,000	27,000	水火災予防警戒・防除・その他災害 ・訓練出動 1回 1,500	機関員 39,000
原町市	210,000	128,000	102,000	72,000	56,000	38,000	24,000	警戒・訓練・機械整備出場 1日 2,800 訓練指導員の訓練指導出場 1日 3,500	
相馬市	250,000	150,000	130,000	90,000	65,000	42,000	26,000	災害・訓練・警戒・機械整備出動 1回 1,000	機関員 32,000
白河市	198,000	130,000	91,000	64,000	45,000	34,000	24,000	3,600/年 検閲・出初式 各 1回500	機関員28,000 運営育成報償費500/年
10市平均	212,200	143,300	98,600	69,650	52,600	38,000	26,600		

【参考資料 4】

4 市村の消防団員現行報酬

(年額・単位：円)

市村名 階級	白河市			表郷村			大信村			東 村			4 市村合計	
	報酬(円)	人員	計(円)	報酬(円)	人員	計(円)	報酬(円)	人員	計(円)	報酬(円)	人員	計(円)	人員	計(円)
団 長	198,000	1	198,000	179,000	1	179,000	174,500	1	174,500	182,000	1	182,000	4	733,500
副 団 長	130,000	3	390,000	115,000	2	230,000	110,700	1	110,700	119,000	1	119,000	7	849,700
分 団 長	91,000	13	1,183,000	74,000	5	370,000	72,300	3	216,900	76,000	2	152,000	23	1,921,900
副分団長	64,000	17	1,088,000	63,000	8	504,000	53,500	3	160,500	65,000	7	455,000	35	2,207,500
部 長	45,000	30	1,350,000	42,000	7	294,000	38,200	19	725,800	48,000	6	288,000	62	2,657,800
副 部 長	/			/			/			43,000	5	215,000	5	215,000
班 長	34,000	73	2,482,000	33,000	20	660,000	25,500	19	484,500	33,000	19	627,000	131	4,253,500
副 班 長	/			29,000	20	580,000	/			28,500	19	541,500	39	1,121,500
機 関 員	28,000	45	1,260,000	/			/			/			45	1,260,000
団 員	24,000	363	8,712,000	19,000	218	4,142,000	19,000	171	3,249,000	19,000	193	3,667,000	945	19,770,000
合 計		545	16,663,000		281	6,959,000		217	5,121,900		253	6,246,500	1,296	34,990,400

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	2 3	行政区の取扱い
調整方針	<p>1 行政区の名称及び区域については、現行のとおりとする。</p> <p>2 外務員制度については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、表郷村、大信村、東村については、行政区長が外務員を兼ねることができるものとする。</p> <p>3 行政区長の報酬については、白河市の町内会長報酬の例により統一するものとし、外務員報酬については、現行のとおりとする。</p> <p>4 地区集会施設の維持管理費については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。ただし、表郷村については、地区住民の急激な負担増を緩和するため、合併年度の翌年度から5年度間において段階的に調整する。。</p> <p>5 新市における行政区長の名称並びに身分の取扱いについては、合併時まで調整する。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
行政区数	8 5 行政区	2 5 行政区	2 6 行政区 (報酬対象 2 5 行政区)	3 0 行政区
行政区名	<p>(旧市内)</p> <p>第一区、新白河高山、緑ヶ丘、みさか、大坂山、西三坂、小丸山、石切場、九番町、七番町、三番町、大町、中山、真舟、北真舟、昭和町、道場町、天神町、金屋町、愛宕町、中町、大工町、新蔵、南町、本町、丸の内、会津町、金勝寺、飯沢金勝寺、南湖、夏梨、十文字、南湖ニュータウン、合戦坂、搦目山、馬町、蛇石栄町、横町、田町、向寺女石、年貢町、寺小路、鍛冶町、桜町、旭町、中田</p> <p>(大沼地区)</p> <p>本沼、久田野、大和田、久保、桜岡、搦目、鹿島</p> <p>(白坂地区)</p> <p>三輪台団地、皮籠、三輪台、泉岡、大倉矢見、陣場、下黒川、石阿弥陀、勝多石、鶴ヶ丘、五器洗、白坂パークヒルズ</p> <p>(小田川地区)</p> <p>小田川、泉田、萱根、東部ニュータウン、芳賀須内、広谷地、豊地</p> <p>(五箇地区)</p> <p>双石、板橋、舟田、田島、入方、借宿、細倉</p> <p>(旗宿地区)</p> <p>旗宿</p> <p>(関辺地区)</p> <p>上ノ原、二枚橋・日の出、郷渡、新郷渡</p>	<p>内松、中野、上羽郷、白鳥団地、上宿、下宿、上願、社田、小松、八幡、中寺、堀之内、河東田、深渡戸、犬神、菅辻、竹ノ内、越堀1区、越堀2区、越堀3区、広畑団地、梁森、高木、三森、下羽原</p>	<p>宇・原、十日市、日・仙、上小屋、湯沢、赤仁田、滑里川、日籠、西・樋、宮・大、日和田、開進、飯土用、外面、増見、堂山、町屋、上新城、中新城、下新城、外面団地、竹ノ下団地、石久保団地、新赤坂、田園町府、日本工機寮</p>	<p>第1枇杷山、第2枇杷山、第3枇杷山、大黒町、北町、本町下、本町上、若栗、畑中、百目木、千田、形見、栃本、蕪内、深仁井田、刈敷坂、板倉、反町、中ノ作、蔭ノ原、大竹、坂本、坂口、八内、万海、安道、岩井戸、石原、藪、切道志</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
代表者名称	町内会長	行政区長	行政区惣代	行政区区長・行政区惣代
任 期	1年	1年	1年	1年
人選方法	町内会の選出による	各行政区の選出による	各行政区の推薦による	各行政区の推薦による
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市行政における住民に対する各般の連絡に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村行政における村民に対する各般の連絡に関すること。</li> <li>・各種調査及び報告に関すること。</li> <li>・行政区行政との関連事項に関すること。</li> <li>・その他、行政上必要と認める事項に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村から住民に対する連絡に関すること。</li> <li>・各種調査及び報告に関すること。</li> <li>・前各号に掲げるもののほか村長が特に必要と認めて命じた軽易な事務の処理に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村から住民に対する連絡に関すること。</li> <li>・各種調査及び報告に関すること。</li> <li>・前各号に掲げるもののほか村長が特に必要と認めて命じた軽易な事務処理に関すること。</li> </ul>
報 酬 (年 額)	町内会長報償 均等割 10,000円 戸数割 1戸あたり100円  100戸当たりの場合の町内会長報 酬 10,000円 + 100戸 × 100円 = 20,000円	行政区長報酬 平均割 76,000円 戸数割 1戸あたり800円  100戸当たりの場合の行政区長報 酬 76,000円 + 100戸 × 800円 = 156,000円	惣代報酬 地域割 1行政区 13,500円 戸数割 1戸あたり 1,000円  100戸当たりの場合の行政区惣代 報酬 13,500円 + 100戸 × 1,000円 = 113,500円	区長・惣代報酬 地域割 1行政区 36,000円 戸数割 1戸あたり 400円  100戸当たりの場合の行政区惣代 報酬 36,000円 + 100戸 × 400円 = 76,000円
全体組織	白河市町内会連合会 (目的) ・白河市各町内会の連絡親睦を図ること。 (組織) ・白河市内各町内会長(85名) (内容) ・環境美化に係る清掃への協力 ・各種募金への協力 ・市内一斉清掃への協力 ・防災訓練への協力 ・先進地視察研修 ・年間を通して、ゴミ分別減量化、冠婚葬祭簡素化、放置自転車回収の協力	/	/	/
関係法令	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村区長委嘱に関する要綱</li> <li>・表郷村特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村惣代規則</li> <li>・大信村惣代の報酬及び費用弁償に 関する条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東村行政連絡員規則</li> </ul>



【外務員制度】

区 分	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
名 称	外 務 員			文 章 配 送 員
任 期	1 年（毎年4月1日～翌年3月31日）			委 嘱 1 年（4月1日～翌年3月31日）
人 選 方 法	各町内会長の推薦により委嘱する。 （81町内会100名）			嘱託職員
業 務 内 容	<p>広報紙等及び回覧文書の配布 個人宛文書の配達 （旧市内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週月・水・金曜日及び広報紙の発行日に出行し、外務員室より文書を持ち帰り、回覧文書等については町内会の各班長宅へ、個人宛文書は各個人宅へ送達する。</li> </ul> <p>（新市内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週月・水・金曜日の午後各地区行政センター用務員（臨時職員）が市役所外務員室より文書を持ち帰り、振り分け後、各地区行政センターの町内会外務員宅まで持参。 外務員は振り分け後、回覧文書等は班長宅へ、個人宛文書は個人宅へ送達する。</li> </ul>			<p>広報紙等及び回覧文章の配布 個人宛文章の配達 （村内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週月曜日・火曜日・水曜日に各戸配達。</li> </ul>
報 酬 （月 額）	<p>外務員報酬 （旧市内） 均等割＋世帯割＋距離割＋面積割 （新市内） 均等割＋世帯割 新市内地域100世帯当たり（年額） （6,768円＋100戸×109.75円）×12月 ＝212,400円</p>			<p>文書配送員報酬 （2人×8万円×12ヶ月＝192万円）</p>
全 体 組 織	<p>白河市外務員連絡協議会 ・44名（旧市内及び関辺方部）の外務員で構成</p>			

【地区集会施設の維持管理】

区 分	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
管理費用の負担区分	<p>・集会施設維持管理費補助金 1施設 15,000円（定額） 全81施設</p>	<p>・維持管理費（光熱水費）は全額村負担 全26施設</p>	<p>・維持管理費は全額受益者負担 全24施設</p>	<p>・維持管理費は全額受益者負担 全25施設</p>

### 留意事項

- ・市町村の行政区（いわゆる自治会、区長会など）は地域コミュニティの歴史に深く根差しており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがある。4市村における行政区の現状を把握し、合併後において不均衡等が生じないように調整を図る必要がある。

### 先進事例

#### 【篠山市】(H11.4.1合併)

総代会及び区長については、合併時に統合する。

#### 【さぬき市】(H14.4.1合併)

- 1 自治会の区域、名称については、現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め統一を図る。
- 2 自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。
- 3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。

#### 【あさぎり町】(H15.4.1合併)

行政区については、合併までに現町村において統合再編に努め、新町に移行する。  
なお、新町においても住民にとって身近で、かつ不均衡等が生じないように行政区の再編を検討する。

#### 【山県市】(H15.4.1合併)

- 1 自治会組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。
- 2 自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治会連合会を置く。(高富地域5、伊自良村2、美山地域7)
- 3 自治会連合会事業については新市において調整する。

#### 【加美町】(H15.4.1合併)

- 1 区長会については、合併時に統合する。
- 2 行政区の区域及び名称については、現行のとおりとする。ただし、中新田町と小野田町の同一行政区名の「城内」については、ともに「城内」の文字を含む名称に変更する。また、中新田町と宮崎町の同一行政区名の「東町」については、中新田町の「東町」を変更する。